

住基ネットの運用状況について

平成15年12月6日
総務省自治行政局市町村課

- 1 指定情報処理機関から、住基ネットの運用状況について、次のような報告を受けている。
 - 11月末の複数日、長野県阿智村において、住基ネットに対する不審な通信や機器の接続状況の異常(物理的な接触の可能性を含む)等を検知した。
 - 阿智村に報告を求めたところ、長野県が侵入実験を行っており詳細を把握していない旨の回答を得た。
なお、実験方法については、入退室管理がされている重要機能室に立ち入り、かつ、厳重に施錠管理されているコミュニケーションサーバや指定情報処理機関監視ファイアウォールを格納しているラックの鍵を開けること等をした上で、実施している旨の報告も得た。
 - 長野県に確認したところ、侵入実験を実施していた旨の回答を得た。更に、内容について尋ねたところ、いずれ公表するが現段階では言えない、県は独自の判断で許容される実験を行ったにすぎないとの回答を得た。
 - しかし、不審な通信や機器の接続状況の異常(物理的な接触の可能性を含む)等は、指定情報処理機関が管理している機器において確認されており、全国統一的なネットワーク管理を行っている指定情報処理機関としては、事前の了解もなく実験が行われたことは、契約違反でもあり、誠に遺憾である。
長野県には、早急に侵入実験の内容と手段について説明を行うよう求めている。
 - もとより本実験で、住基ネット本体の本人確認情報の改ざんないし破壊がないことは、全国サーバ及び阿智村のサーバの情報を照合することにより確認している。
また、住基ネットは、現在の技術レベルでは解読できない暗号を用いているため、本人確認情報の漏えいの恐れはない。
 - 住基ネットは地方公共団体共同のシステムであることから、以上の状況について、各都道府県に報告を行う。
- 2 侵入実験を行う場合には、管理責任者の事前の了解を得ることは当然のことであり、地方公共団体の共同のネットワークである住基ネットの本体において、他の地方公共団体及び運用管理を行っている指定情報処理機関に事前の了解なく実験を行うことは、誠に遺憾であるというほかない。
総務省としては、引き続き事実関係の調査と、不正アクセス禁止法等に抵触するかの検討を、指定情報処理機関に行わせるとともに、長野県に対し、侵入実験の内容と手段について、指定情報処理機関、住基ネット推進協議会(全国の都道府県で構成)及び総務省に、早急に説明を行うよう、求めることとする。

